

- 【表紙】
- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 2025年10月31日
- 【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)
- 【代表者の役職氏名】 取締役兼コンダクティング・オフィサー クリスチャン・ゲジンスキ
(Kristian Gesinski, Director & Conducting Officer)
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
- 【電話番号】 03 (6212) 8316
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
アセット・バック・セキュリティーズ・ファンド
(Asset Backed Securities Fund)
(「ABSファンド(毎月分配型)」または「ABSファンド」と称することがあります。)
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
100億米ドル(約1兆4,692億円)を上限とします。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」または「ドル」といいます。)の円貨換算は2025年8月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の
対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=146.92円)によります。

1 ファンドの運用状況

(アセット・バック・セキュリティーズ・ファンド)(Asset Backed Securities Fund(以下「ファンド」といいます。))

(1) 投資状況

(2025年8月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
コマーシャル・モーゲージ・バック証券(CMBS)	アメリカ合衆国	30,146,543	99.36
モーゲージ・バック証券(MBS)	アメリカ合衆国	31,263	0.10
小計		30,177,806	99.46
現金・その他の資産(負債控除後)		163,148	0.54
合計 (純資産総額)		30,340,953 (約4,458百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 米ドルの円貨換算は、2025年8月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=146.92円)によります。以下同じです。

(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合があります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2025年8月末日前1年間の各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2024年9月末日	33,255	4,886	9.94	1,460
10月末日	32,144	4,723	9.66	1,419
11月末日	32,202	4,731	9.75	1,432
12月末日	31,763	4,667	9.63	1,415
2025年1月末日	31,196	4,583	9.68	1,422
2月末日	31,209	4,585	9.73	1,430
3月末日	31,123	4,573	9.75	1,432
4月末日	30,956	4,548	9.83	1,444
5月末日	30,430	4,471	9.76	1,434
6月末日	30,467	4,476	9.82	1,443
7月末日	30,094	4,421	9.79	1,438
8月末日	30,341	4,458	9.90	1,455

分配の推移

2025年8月末日前1年間の分配の推移は以下のとおりです。

	米ドル	円
2024年9月	0.016	2.35
10月	0.018	2.64
11月	0.017	2.50
12月	0.019	2.79
2025年1月	0.020	2.94
2月	0.020	2.94
3月	0.019	2.79
4月	0.018	2.64
5月	0.019	2.79
6月	0.019	2.79
7月	0.020	2.94
8月	0.019	2.79

設定来累計(2025年8月末日現在): 9.495米ドル

収益率の推移

下記の期間における収益率は次のとおりです。

計算期間	収益率（注1）
2024年9月1日～2025年8月末日	2.78%

（注1）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 2025年8月末日現在の1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 2024年8月末日現在の1口当たり純資産価格

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（注2）
2016年	2.26%
2017年	1.98%
2018年	0.37%
2019年	5.40%
2020年	7.26%
2021年	-2.95%
2022年	-10.27%
2023年	5.13%
2024年	2.83%
2025年	4.40%

（注2）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末（2025年については8月末日）の1口当たり純資産価格（当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額）

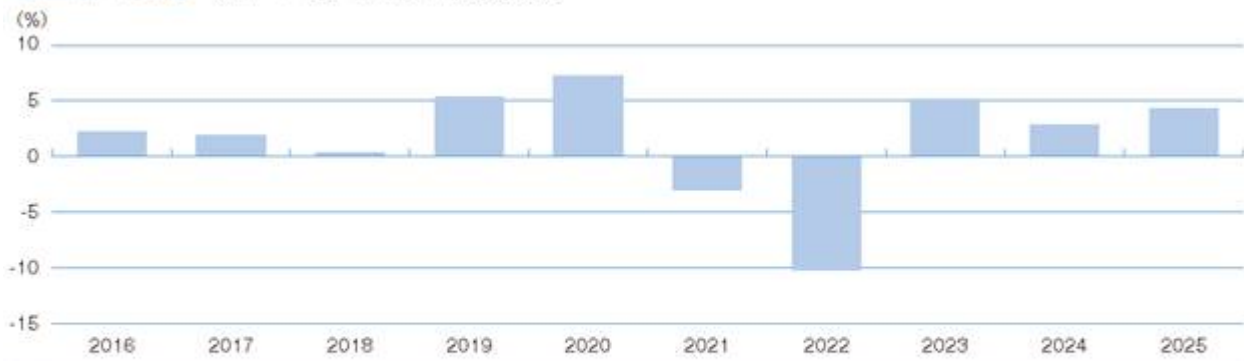
b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

（参考情報）

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移

純資産総額 30百万米ドル／1口当たり純資産価格 9.90米ドル(2025年8月末日現在)



収益率の推移 (暦年ベース) *2025年は8月末まで

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当たり純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

2025年8月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2025年8月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

販売口数	本邦内における販売口数	買戻し口数	本邦内における買戻し口数	発行済口数	本邦内における発行済口数
1,000	1,000	285,567	285,567	3,063,255	3,063,255

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2025年8月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝146.92円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

アセット・バック・セキュリティーズ・ファンド

純資産計算書

2025年7月31日現在

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券 - 時価 (取得価額29,753,979米ドル)	2	29,487,986	4,332,375
銀行預金		576,670	84,724
先物契約に係る未実現利益	11	37,594	5,523
先物契約に係る未収証拠金		79,475	11,676
未収収益		88,119	12,946
現金および現金等価物に係る利息		43	6
資産合計		<u>30,269,887</u>	<u>4,447,252</u>
負債			
先物契約に係る未実現損失	11	24,288	3,568
受益証券買戻未払金		9,291	1,365
未払費用	8	141,997	20,862
負債合計		<u>175,576</u>	<u>25,796</u>
純資産		<u><u>30,094,311</u></u>	<u><u>4,421,456</u></u>
発行済受益証券数		3,075,405	
1口当たり純資産価格		9.79米ドル	1,438円

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2025年7月31日に終了した期間

期首現在発行済受益証券数	3,221,622
発行受益証券数	500
買戻受益証券数	(146,717)
期末現在発行済受益証券数	<u>3,075,405</u>

[次へ](#)

アセット・バック・セキュリティーズ・ファンド

財務書類に対する注記

2025年7月31日現在

注1 - 組織

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託（*Fonds Commun de Placement*）としてルクセンブルグにおいて設定されたアセット・バック・セキュリティーズ・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社（*société anonyme*）でありルクセンブルグ大公国エスペランジュに登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体である。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他のファンドの資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（改正済）（「2013年法」）の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国で設立され、2010年12月17日の投資信託に関する法律（随時改正済）（「2010年法」）のパートの下で適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

ファンドの受益証券の所有権は、ファンドが保有する広範囲にわたる有価証券に投資する機会を受益者に与える。すべての受益証券は、分配、買戻しおよび清算手取金に関して同等の権利を有する。約款は、受益者集会について定めていない。

ファンドの存続期間は、当初2008年1月31日までで設定されたが、10年延長され2018年1月31日までとなり、さらに10年延長され2028年1月31日までとなっている。

ファンドの投資目的は、主に米ドル建の利付債券に分散投資することにより、米国財務省中期証券の高水準のインカム・ゲインおよび投資家にとってより魅力的なリターンを追求することである。

ファンドの資産は、主にモーゲージ・バック証券（「MBS」）、コマーシャル・モーゲージ・バック証券（「CMB S」）、アセット・バック証券（「ABS」）およびこれらに類似した証券に配分および投資されることを意図している。

モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に加えて、管理会社はファンドの資産を米国政府およびその関連機関の債券または高格付けの短期金融商品に投資することができる。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値により評価される。有価証券が複数の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の取引値により評価される。
- b) 証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- c) 相場価格が入手できないか、または上記 a) および / または b) に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- d) 現金およびその他の流動資産は、額面金額に発生利息を加えた価額で評価される。

異常な事態により、上記のような評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資有価証券取引および投資収益

投資有価証券取引は、当該取引日に会計処理される。受取利息は、発生ベースで認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得価額に基づいて算出される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は当該通貨で表示される。米ドル以外の通貨建の資産および負債は、期末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建の収益および費用は、取引日の適切な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建の投資有価証券取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有する有価証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資有価証券による実現純損益および未実現純損益の変動に計上される。

2025年7月31日現在の為替レート：

1米ドル = 1.38265 カナダ・ドル

1米ドル = 0.87535 ユーロ

アセット・バック証券および関連証券

アセット・バック証券は、既知のペイダウン・ファクターの基準で会計処理される。当該ファクターは、証券の価格に適用される。ファクターは、資産の対象プールからの償還(「ペイダウン」)に関して適用される割引率を表す。

証券に関する市場価格の変動は、運用計算書の未実現損益として計上される。

ペイダウンが行われる時はいつでも、ファクターはそれに応じて調整され、収益に関する変動の割合は、運用計算書に計上される。

「事後告知(TBA)」は、購入または売却されたアセット・バック証券で、その一般的特徴(クーポン、公正価値、価格および決済日)は取引時に知られているが、特定プールおよびその対象資産が未だ定められていないものである。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は、各評価日の終了時の契約価額を反映するように先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。純資産計算書に、未実現利益は資産として、未実現損失は負債として計上される。ファンドは契約終了時に、開始時の契約価額と終了時の評価額との差額に等しい実現損益を計上する。

注3 - 管理報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産額の平均額の年率0.02%の管理報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注4 - 投資顧問報酬

投資顧問会社は、投資運用・顧問業務について、当該四半期中の日々の純資産総額の平均額の以下に記載の年率で投資顧問報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する。

4億5千万米ドルまでの部分	0.400%
4億5千万米ドル超9億米ドルまでの部分	0.375%
9億米ドル超の部分	0.350%

投資顧問会社は副投資顧問会社に対し、随時当事者間で合意される四半期報酬を支払う。

注5 - 代行協会員報酬

日本における代行協会員は、当該四半期中の日々の純資産総額の平均額の以下に記載の年率で代行協会員報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

4億5千万米ドルまでの部分	0.300%
4億5千万米ドル超9億米ドルまでの部分	0.325%
9億米ドル超の部分	0.350%

注6 - 保管報酬

保管受託銀行は、当該四半期中のファンドの日々の純資産額の平均額の年率0.05%（年間最低額20,000米ドル）の保管報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用および現金支出費（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）、ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドが負担する。

注7 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産額の平均額の年率0.03%（年間最低額10,000米ドル）の管理事務代行報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注8 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問報酬	30,382
代行協会員報酬	22,773
管理事務代行報酬	2,500
保管報酬	5,000
管理報酬	1,519
海外登録費用	53,515
現金支出費	2,276
専門家報酬	22,795
年次税	1,237
未払費用	<u>141,997</u>

注9 - 分配

管理会社は、インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインから毎月の分配またはその他の分配も宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なファンドのその他の資産から分配を行うことができる。

管理会社は、毎月5日現在の受益者に対して、主にインカム・ゲインから、また年1回実現キャピタル・ゲインから分配を行う予定である。

分配の結果、ファンドの純資産総額が2010年法に規定された最低額の米ドル相当金額を下回る場合には、分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に受領されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2025年7月31日に終了した期間に、ファンドは、総額363,509米ドルの分配を行った。

分配は該当する受益者に対して、以下のように行われた。

分配落日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2025年2月6日	2025年2月13日	0.020	64,382
2025年3月6日	2025年3月12日	0.019	60,658
2025年4月7日	2025年4月11日	0.018	57,443
2025年5月7日	2025年5月14日	0.019	59,809
2025年6月6日	2025年6月13日	0.019	59,212
2025年7月7日	2025年7月11日	0.020	62,005
			363,509

注10 - 税金

ファンドは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産に対し年率0.05%の年次税 (*taxe d'abonnement*) を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者(ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。)はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注11 - 先物契約

2025年7月31日現在、ファンドは以下の未済先物契約を有していた。

通貨	約定数	銘柄	満期日	時価 (米ドル)	未実現(損)益 (米ドル)
		ロング・ポジション(買持高)			
米ドル	124	米国5年国債先物(シカゴ証券取引所)	2025年9月	13,426,875	(24,288)
				13,426,875	(24,288)
		ショート・ポジション(売持高)			
米ドル	(40)	米国10年国債先物(シカゴ証券取引所)	2025年9月	(4,448,125)	22,765
米ドル	(10)	米国10年ウルトラ国債先物	2025年9月	(1,132,813)	6,297
米ドル	(12)	米国2年国債先物(シカゴ証券取引所)	2025年9月	(2,484,937)	8,532
				(8,065,875)	37,594
					13,306

注12 - 税引後のファンドの当期実績

2025年7月31日に終了した期間のファンドの税引後の当期実績は、683,931米ドルの利益であった。注9で開示されているように、受益者に対して363,509米ドルの分配が行われた。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

アセット・バック・セキュリティーズ・ファンド

投資有価証券明細表

2025年7月31日現在

(米ドル(USD)で表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
アメリカ合衆国					
コマーシャル・モーゲージ・バック証券					
USD	2,000,000	FNA 2018-M14 A2 FRN 25/08/28	1,763,332	1,823,327	6.07
USD	2,000,000	FNA 2018-M7 A2 FRN 25/03/28	1,744,602	1,718,060	5.71
USD	2,000,000	FHMS K-1510 A1 3.5600% 25/11/30	1,574,129	1,613,934	5.36
USD	1,500,000	FHMS K530 A2 FRN 25/09/29	1,507,811	1,524,809	5.07
USD	1,500,000	FHMS K086 A2 FRN 25/11/28	1,489,043	1,490,548	4.95
USD	1,400,000	FHMS K094 A2 2.9030% 25/06/29	1,365,055	1,335,016	4.44
USD	1,335,000	FHMS K083 A2 FRN 25/09/28	1,281,913	1,326,654	4.41
USD	2,527,000	FNA 2017-M5 A2 FRN 25/04/29	1,265,495	1,294,893	4.30
USD	1,187,000	FNA 2023-M1S A2 FRN 25/04/33	1,173,008	1,172,781	3.90
USD	1,150,000	FHMS Q027 A2 4.6560% 25/08/31	1,149,970	1,148,204	3.82
USD	1,000,000	FHMS K-164 A2 5.0000% 25/05/34	1,032,578	1,022,861	3.40
USD	1,200,000	FNA 2022-M1 A2 FRN 25/10/31	970,922	1,012,038	3.36
USD	1,000,000	FHMS K091 A2 3.5050% 25/03/29	1,010,391	973,650	3.24
USD	1,000,000	FHMS KG01 A10 2.9390% 25/04/29	893,906	950,124	3.16
USD	1,000,000	FHMS K142 A1 2.4000% 25/12/31	930,070	887,950	2.95
USD	1,000,000	FNA 2022-M13 A2 FRN 25/06/32	868,594	882,244	2.93
USD	885,000	FHMS K-153 A2 FRN 25/12/32	846,238	843,465	2.80
USD	800,000	FHMS K516 A2 5.4770% 25/01/29	823,998	825,693	2.74
USD	1,000,000	FHMS K122 A1 0.8630% 25/05/30	722,013	753,371	2.50
USD	700,000	FHMS K-163 A2 FRN 25/03/34	722,531	716,021	2.38
USD	800,000	FNA 2018-M2 A2 FRN 25/01/28	657,735	672,910	2.24
USD	2,000,000	FHMS KL1E A1E 2.835% 25/02/27	683,182	665,458	2.21
USD	630,000	FHMS K159 A3 FRN 25/11/33	598,215	584,141	1.94
USD	600,000	FNA 2023-M4 A2 FRN 25/09/32	547,969	568,856	1.89
USD	650,000	FNA 2020-M53 A2 FRN 25/11/32	527,109	537,279	1.79
USD	500,000	FHMS K-165 A1 4.6100% 25/10/33	493,811	497,954	1.65
USD	500,000	FHMS K119 A2 1.5660% 25/09/30	404,883	436,718	1.45
USD	500,000	FHMS KG06 A2 1.7770% 25/10/31	428,262	425,549	1.41
USD	476,000	FHMS KG04 A2 1.4870% 25/11/30	398,799	411,288	1.37
USD	300,000	FHMS K080 A2 FRN 25/07/28	287,473	298,139	0.99

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券(続き)					
アメリカ合衆国(続き)					
コマーシャル・モーゲージ・バック証券(続き)					
USD	400,000	FNA 2022-M5 A1 FRN 01/01/34	278,802	288,894	0.96
USD	260,000	FHMS KG05 A2 2.0000% 25/01/31	220,309	228,383	0.76
USD	250,000	FNA 2021-M3G A2 FRN 25/01/31	202,803	212,682	0.71
USD	100,000	FNA 2024-M1 A2 FRN 25/01/34	98,977	97,488	0.32
USD	100,000	FNA 2023-M1 1A1 FRN 25/11/29	91,390	91,044	0.30
USD	84,000	FHMS K067 A2 3.1940% 25/07/27	81,913	82,216	0.27
USD	17,478,250	JPMCC 13-LC11 XB 10 0.729% 15/04/46	583,123	42,007	0.14
USD	69,666,666	CGCMT 13-375P XA 10 FRN 10/05/35	0	0	0.00
			29,720,354	29,456,649	97.89
モーゲージ・バック証券 - プール					
USD	410,000	FNCL POOL 891477 6.5% 01/04/36	18,526	17,281	0.06
USD	948,723	FNCL POOL 929125 6.5% 01/02/38	10,922	10,145	0.03
USD	420,000	FNCL POOL 928843 6.5% 01/11/37	4,177	3,911	0.01
			33,625	31,337	0.10
		アメリカ合衆国合計	29,753,979	29,487,986	97.99
		他の規制ある市場で取引されている 譲渡性のある証券合計	29,753,979	29,487,986	97.99
投資有価証券合計			29,753,979	29,487,986	97.99

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2025年7月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
アメリカ合衆国	
金融	97.99
	97.99
投資合計	97.99

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ(約6,430万円)で、2025年8月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約429万円)の記名株式15株を発行済です。

(注)ユーロの円貨換算は、2025年8月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=171.47円)によります。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、2010年12月17日の投資信託に関する法律(以下「2010年法」といいます。)の第15章に基づく管理会社および2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律(以下「2013年法」といいます。)に基づくオルタナティブ投資ファンド運用会社(「AIFM」として認可されています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・2010年法の第101条第2項および同法別紙に基づき、EU指令2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)の管理、およびEU指令2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立された投資信託(以下「UCI」といいます。)の付加的な管理を行うこと
 - ・ルクセンブルグ国内外において設立された、AIFMに関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EUに定義されるオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)に関し、2013年法第5条第2項および同法別紙に基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと
- なお、管理会社は、(a)顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b)投資助言、(c)投資信託の受益証券の保管および管理または(d)2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。

管理会社はまた、自らが業務(所在地および管理支援サービスを含みます。)を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社に対しても上記の運用、管理および販売業務を行うことができます。

管理会社は、業務の無償提供および/または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに/またはこれに有益および/もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。

管理会社は、ファンドの投資顧問・運用業務を投資顧問会社であるブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクに委託しており、またファンド資産の保管業務およびその他の管理業務を保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人であるノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しています。

管理会社は、2025年8月末日現在以下の投資信託の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額は約1.6兆円です。

(2025年8月末日現在)

国別(設立国)	種類別 (基本的性格)	本数	純資産額の合計 (通貨別)		
ルクセンブルグ	MMF	1	1,667,203,881.27 豪ドル		
		1	68,010,758.00 カナダ・ドル		
		1	41,820,423.37 英ポンド		
		1	310,778,710.47 ニュージーランド・ドル		
		2	6,141,327,535.18 米ドル		
	その他	5	275,282,354.11 豪ドル		
		2	2,904,670.55 カナダ・ドル		
		8	55,504,787.59 スイス・フラン		
		14	154,502,796.14 ユーロ		
		5	42,494,698.03 英ポンド		
		22	155,562,523,696 円		
		1	25,760,332.32 メキシコ・ペソ		
		4	108,875,851.50 ニュージーランド・ドル		
		1	2,168,321,045.39 トルコ・リラ		
		22	1,246,778,329.40 米ドル		
		ケイマン諸島	その他	3	167,462,649.26 豪ドル
				2	132,273,138.12 ユーロ
				3	54,104,777.09 ニュージーランド・ドル
7	292,749,878.40 米ドル				

(3) その他

本書提出前6カ月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2025年8月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝171.47円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
- d．管理会社の監査人は、2025年3月31日に終了した事業年度より、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムからケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルに変更されています。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
要約貸借対照表
2025年3月31日現在
(ユーロで表示)

	注記	2025年3月31日		2024年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
D. 流動資産					
. 債権					
a) 1年以内期限到来	3、10	975,254	167,227	662,453	113,591
. 銀行預金および手許現金	10	11,537,859	1,978,397	10,861,474	1,862,417
E. 前払金		49,874	8,552	49,874	8,552
資産合計		12,562,987	2,154,175	11,573,801	1,984,560
資本金、準備金および負債					
A. 資本金および準備金					
. 払込済資本金	4	375,000	64,301	375,000	64,301
. 準備金	5	1,582,500	271,351	1,537,500	263,635
. 繰越損益	5	8,969,029	1,537,919	8,437,407	1,446,762
. 当期損益		804,764	137,993	576,622	98,873
		11,731,293	2,011,565	10,926,529	1,873,572
C. 債務					
b) 1年以内期限到来	7	831,694	142,611	647,272	110,988
		831,694	142,611	647,272	110,988
資本金、準備金および負債合計		12,562,987	2,154,175	11,573,801	1,984,560

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 損益の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
要約損益計算書
2025年3月31日に終了した年度
(ユーロで表示)

	注記	2025年3月31日		2024年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1から5. 総損益	8、10	2,211,254	379,164	1,666,378	285,734
6. 人件費		(1,389,901)	(238,326)	(1,171,966)	(200,957)
a) 賃金および給与	9	(1,265,159)	(216,937)	(1,043,167)	(178,872)
b) 社会保障費	9	(124,742)	(21,390)	(128,799)	(22,085)
) 年金に関するもの		(79,731)	(13,671)	(78,780)	(13,508)
) その他の社会保障費		(45,011)	(7,718)	(50,019)	(8,577)
8. その他の営業費用		(40,000)	(6,859)	(40,000)	(6,859)
10. 固定資産の一部を構成するその他の投資、その他の有価証券および貸付金からの収益					
a) 関連会社によるもの	10	283,510	48,613	335,815	57,582
b) a) に含まれないその他の収益		2,824	484	-	-
14. 未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	10	(1)	(0)	(41)	(7)
b) その他の利息および類似の費用		(3,133)	(537)	(6,886)	(1,181)
15. 損益に係る税金	6	(262,464)	(45,005)	(204,003)	(34,980)
16. 税引後損益		802,089	137,534	579,297	99,332
17. 1から16の科目に含まれないその他の税金	6	2,675	459	(2,675)	(459)
18. 当期損益		<u>804,764</u>	<u>137,993</u>	<u>576,622</u>	<u>98,873</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2025年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(「Société Anonyme」)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として要約損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としてのライセンスを2014年2月14日付で得ている。さらに当社は、2010年12月17日法(修正済)第15章に基づくライセンスを2017年11月16日付でCS SFから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMライセンスの範囲は2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結決算の対象になっている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結決算の対象にもなっており、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC 4 R 3 A Bロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の要約

作成の基準

当社の事業年度は、毎年4月1日に開始し、3月31日に終了する。

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

当財務書類は、継続企業の前提の基準を適用して作成されている。

当社は、2002年12月19日法(修正済)に基づき、小規模会社と定義されている。したがって、当財務書類は、当該法律で認められる範囲で要約貸借対照表および要約損益計算書から構成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建のすべての取引は、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の要約損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、要約損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

債権

債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整は、行われた事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

債務に計上される引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

前払金

前払費用は、当事業年度に支払われたが、翌事業年度に関連する費用から構成されている。

債務

債務には、当事業年度に関連するが、翌事業年度に支払われる費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 1年以内に支払期限が到来する債権

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度について、以下のとおり分析される。

	2025年3月31日 (ユーロ)	2024年3月31日 (ユーロ)
売掛金	813,126	481,997
その他の債権(注6)	162,128	180,456
	<u>975,254</u>	<u>662,453</u>

2025年3月31日現在、売掛金は、管理報酬267,210ユーロ(2024年3月31日:268,010ユーロ)、リスク管理サービス報酬37,500ユーロ(2024年3月31日:33,750ユーロ)、AIFMDおよび報告手数料35,369ユーロ(2024年3月31日:35,669ユーロ)、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「GFTC」)およびマスター・トラスト・カンパニー(「MTC」)へのリスクおよびファンド・サポート・サービス報酬467,860ユーロ(2024年3月31日:143,050ユーロ)ならびにその他の雑収入または未収金5,187ユーロ(2024年3月31日:1,518ユーロ)で構成されている。注10も参照のこと。

その他の債権は、前払税162,128ユーロ(2024年3月:180,456ユーロ)で構成されている。

当社は、要約貸借対照表を作成するにあたり、前年度は「その他の資産」に分類されていた金額を当年度は「その他の債権」に分類している。

注4 - 払込済資本金

2025年3月31日および2024年3月31日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。2025年3月31日および2024年3月31日現在、当社は、自社株を購入していない。

注5 - 準備金および繰越損益

年度中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の配当不能 準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2024年3月31日現在残高	37,500	1,500,000	8,437,407
前期損益の配分*	-	-	576,622
富裕税準備金の取毀し	-	(230,000)	230,000
富裕税準備金の配分	-	275,000	(275,000)
2025年3月31日現在残高	<u>37,500</u>	<u>1,545,000</u>	<u>8,969,029</u>

* 2024年7月1日付の年次総会で決定

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の配当不能準備金

2016年から富裕税を減額するための基準を定めた2016年6月16日付第47-3号通達に基づき、ルクセンブルグ税務当局は、企業が適用されるべき(前年度の法人税を控除した)最低富裕税額を決定し、当該金額と統合ベースに基づく富裕税額とを比較することにより、当該年度における富裕税額を減額することができることを示した第51号通達を2016年7月25日に発行した。富裕税の目的のため、企業は前述の金額(控除後の最低富裕税額または統合ベースに基づく富裕税額)のいずれか高い方の金額を支払わなければならない。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の富裕税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、配当が行われた年度に税額控除は廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の配当不能準備金」として計上することを決定した。

2024年7月1日に開催された年次総会により、2019年の富裕税準備金(230,000ユーロ)が全額取り毀され、2025年の富裕税準備金として275,000ユーロが設定された。

2025年3月31日現在、制限的準備金は1,545,000ユーロであり、これは2020年から2025年までの年度の富裕税の6倍に相当する。(2024年3月31日:1,500,000ユーロ)

注6 - 税金

法人税率は18.19%(雇用基金への拠出金の7%を含む)に、エスペランジュの地方事業税率は6.75%に引き下げられている。

2025年3月31日に終了した事業年度に、126,128ユーロの前払税がルクセンブルグ税務当局に支払われた。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、OECD/EU第2の柱ルール(グローバル・ミニマム課税、G10BEルール)の適用対象となる日本のグループ企業の一員である。当該ルールは、年間総収入金額が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業グループに対し、15%のグローバル・ミニマム法人税率を国別の利益に対して課税する原則を盛り込んでいる。第2の柱ルールは、当社が設立されたルクセンブルグで制定され、2023年12月31日以降に開始する事業年度から適用されている。第2の柱ルールに基づき、当社は、管轄区域における第2の柱ルールの実効税率(ETR)と最低税率15%との差額相当の追加税を支払う義務を負う。第2の柱ルールには、最初の3事業年度にG10BE ETR計算の完全実施に伴う遵守負担を最小化するための移行措置も盛り込まれている。これに関連して、最新の国別報告データに基づき影響を評価した結果、当社を含むグループ内のルクセンブルグ法人は、第2の柱ルールに従う追加の税金を負担する見込みはないことが結論付けられた。

要約損益計算書1から16の科目に含まれないその他の税金は、前年度に発生し総損益で認識された富裕税繰延額の戻入れで構成されている。前年度の金額は、比較可能性を確保するため、総損益から1から16の科目に含まれないその他の税金に再分類された。

注7 - 1年以内に支払期限が到来する債務

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度について、以下のとおり分析される。

	2025年3月31日 (ユーロ)	2024年3月31日 (ユーロ)
内部および法定監査報酬	88,770	107,600
社会保障および給与税	56,014	45,024
未払法人税(注6)	466,601	332,730
所在地事務報酬	24,294	24,294
従業員関連	187,266	131,943
その他	8,749	5,681
	<u>831,694</u>	<u>647,272</u>

注8 - 総損益

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度について、以下のとおり分析される。

	2025年3月31日 (ユーロ)	2024年3月31日 (ユーロ)
サービス報酬	2,516,889	1,964,635
その他の外部費用	(305,635)	(298,257)
	<u>2,211,254</u>	<u>1,666,378</u>

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度のサービス報酬には、管理報酬1,268,499ユーロ（2024年3月31日：1,243,748ユーロ）、リスクおよびファンド・サポート925,727ユーロ（2024年3月31日：414,968ユーロ）、リスク管理サービス報酬168,096ユーロ（2024年3月31日：161,244ユーロ）、AIFMDおよび報告報酬141,125ユーロ（2024年3月31日：142,675ユーロ）およびその他の報酬13,442ユーロ（2024年3月31日：2,000ユーロ）が含まれている。

2025年3月31日に終了した年度のその他の外部費用は、所在地事務報酬97,175ユーロ（2024年3月31日：96,900ユーロ）、内部および法定監査報酬89,263ユーロ（2024年3月31日：107,495ユーロ）、法務報酬19,197ユーロ（2024年3月31日：1,263ユーロ）およびその他の費用100,000ユーロ（2024年3月31日：95,274ユーロ）で構成されている。

前年度にその他の外部費用に分類されていた2,675ユーロは、当年度との比較を可能にするため、要約損益計算書1から16の科目に含まれないその他の税金に再分類された。

注9 - 平均従業員数

2025年3月31日に終了した年度に、当社は平均9.3名（2024年3月31日：8.0名）の従業員を雇用していた。

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業の一環として、関連会社との間で多くの銀行取引が行われている。これらには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

債権には、リスク管理報告および配当管理を含むファンド業務に関してGFTCから支払われる未収金467,860ユーロが含まれている。債務には、サポート・サービスに対する報酬の一部として銀行に支払う未払金24,294ユーロが含まれている。

適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に銀行と当社は、経営モデルに沿って事業活動を行うために一定のサポート・サービスを提供することを銀行に委任するサービス水準合意書（随時改正済）に署名した。2025年3月31日に終了した年度に、銀行により比例按分で請求された年額97,175ユーロ（付加価値税込み）（2024年3月31日：96,900ユーロ）は、要約損益計算書の「総損益」において控除されている。

同じ勘定科目のもとならびに2024年3月1日付で効力が発生しているGFTCおよびMTCとの間で締結されたリスクおよびファンド・サポート・サービス契約に基づいて、当社はファンド業務を944,761ユーロ（2024年3月31日：437,463ユーロ）で提供した。

注11 - 運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、要約貸借対照表から除外されている。当該資産は、2025年3月31日現在、約9,896百万ユーロ（2024年3月31日：10,327百万ユーロ）である。

注12 - 行政、管理および監督機関の構成員に対して付与された貸付金、融資および保証

2025年3月31日に終了した年度に、当社は、行政、管理および監督機関の構成員に対して、いかなる貸付金、融資、保証も付与していない。

注13 - 後発事象

決算日より後に重大な事象は発生していない。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Abridged Balance Sheet as at March 31, 2025
(expressed in Euro)

	Note(s)	<u>March 31, 2025</u>	<u>March 31, 2024</u>
ASSETS			
D. Current Assets			
II. Debtors			
a) becoming due and payable within one year	3, 10	975,254	662,453
IV. Cash at bank and in hand	10	11,537,859	10,861,474
E. Prepayments		49,874	49,874
TOTAL (ASSETS)		<u>12,562,987</u>	<u>11,573,801</u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
A. Capital and Reserves			
I. Subscribed capital	4	375,000	375,000
IV. Reserves	5	1,582,500	1,537,500
V. Results brought forward	5	8,969,029	8,437,407
VI. Results for the financial year		804,764	576,622
		<u>11,731,293</u>	<u>10,926,529</u>
C. Creditors			
b) becoming due and payable within one year	7	831,694	647,272
		<u>831,694</u>	<u>647,272</u>
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u>12,562,987</u>	<u>11,573,801</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Abridged Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2025
(expressed in Euro)

	Note(s)	<u>March 31, 2025</u>	<u>March 31, 2024</u>
1. to 5. Gross results	8, 10	2,211,254	1,666,378
6. Staff costs		(1,389,901)	(1,171,966)
a) wages and salaries	9	(1,265,159)	(1,043,167)
b) social security costs	9	(124,742)	(128,799)
<i>i) relating to pensions</i>		(79,731)	(78,780)
<i>ii) other social security costs</i>		(45,011)	(50,019)
8. Other operating expenses		(40,000)	(40,000)
10. Income from other investments, other securities and loans forming part of the fixed assets			
a) Derived affiliated undertakings	10	283,510	335,815
b) other income not included under a)		2,824	---
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	10	(1)	(41)
b) other interest and similar expenses		(3,133)	(6,886)
15. Tax on results	6	(262,464)	(204,003)
16. Results after taxation		802,089	579,297
17. Other taxes not shown under items 1 to 16	6	2,675	(2,675)
18. Results for the financial year		<u>804,764</u>	<u>576,622</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2025

Note 1 – General

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Abridged Profit and Loss Account as “Gross results”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover, the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017. On July 10, 2020, the Company further extended its AIFM licence to manage investment funds exposed to non-traditional assets.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-13-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

Basis of preparation

The Company’s accounting year starts on 1 April and ends on 31 March every year.

The Annual Accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The going concern basis has been applied in preparing these Annual Accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2025 (continued)

Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

The Company is defined as a small company under the law of 19 December 2002 as amended. Consequently, these Annual Accounts consist of an Abridged Balance Sheet and an Abridged Profit and Loss Account as permitted by that law.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro ("EUR") and the Annual Accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the Abridged Profit and Loss Account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the Abridged Profit and Loss Account. Unrealised gains are not taken into account.

Debtors

Debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions, which are recorded under Creditors, are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Prepayments

Prepaid expenses consist of expenses paid during the financial year but relating to a subsequent financial year.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2025 (continued)

Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross results

Gross results includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Note 3 – Debtors due and payable within one year

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Trade debtors	813,126	481,997
Other debtors (Note 6)	162,128	180,456
	<u>975,254</u>	<u>662,453</u>

As at March 31, 2025, Trade debtors consist of management fees for an amount of EUR 267,210 (March 31, 2024: EUR 268,010), risk management services for EUR 37,500 (March 31, 2024: EUR 33,750), AIFMD and reporting fees for EUR 35,369 (March 31, 2024: 35,669), Risk and Fund Support services to Global Funds Trust Company ("GFTC ") and Master Trust Company ("MTC ") for EUR 467,860 (March 31, 2024: EUR 143,050) and other miscellaneous income or reimbursement receivable for EUR 5,187 (March 31, 2024: EUR 1,518). Please also refer to Note 10.

Otherdebtors consist of tax advances paid for an amount of EUR 162,128 (March 2024: 180,456).

As the Company adapted in preparing Abridged Balance Sheet, the amount which has been classified as Other assets in prior year is now presented under Other debtors.

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2025 and 2024, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. As at March 31, 2025 and 2024, the Company has not purchased its own shares.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2025 (continued)

Note 5 – Reserves and Results brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other non available reserves	Results brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2024	37,500	1,500,000	8,437,407
Allocation of previous year 's results*	---	---	576,622
Release of net wealth tax (" NWT ") reserve	---	(230,000)	230,000
Allocation to NWT reserve	---	275,000	(275,000)
Balance as at March 31, 2025	37,500	1,545,000	8,969,029

* As per decision of the Annual General Meeting as at July 1st, 2024.

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other non available reserves

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the NWT as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N° 51 (the "Circular") indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction or the NWT due based on the unitary value).

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the NWT credited.

This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other non available reserves".

As per Annual General Meeting held on July 1, 2024, the 2019 NWT reserve was fully released for an amount of EUR 230,000, and a NWT reserve of EUR 275,000 was constituted for 2025.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2025 (continued)

Note 5 – Reserves and Results brought forward (continued)

As at March 31, 2025, the restricted reserve amounted EUR 1,545,000 representing six times the NWT credited for the years from 2020 to 2025 (March 31, 2024: EUR 1,500,000).

Note 6 – Taxes

The Corporate Income tax rate has decreased to 18.19% (including a 7% surcharge for the employment fund) and the Municipal Business tax rate in Hesperange at 6.75%.

For the financial year ending March 31, 2025, a tax advance of EUR 126,128 was paid to the Luxembourg Tax Administration.

GlobalFunds Management S.A. is part of a Japanese group that falls within the scope of the OECD/EU Pillar 2 rules incorporating the principle of establishing a global minimum corporate income tax rate of 15% on the profits by country of multinational groups with annual revenues exceeding EUR 750 million. Pillar 2 legislation was enacted in Luxembourg, the jurisdiction where the Company is incorporated, and has come into effect for fiscal years starting on or after 31 December 2023. Under this legislation, the Company is liable to pay a top-up tax for the difference between its Pillar Two effective tax rate (“ETR”) per jurisdiction and the 15% minimum tax rate. The Pillar Two legislation also includes transitional safe harbor rules designed to minimize the compliance burden associated with undertaking the full GloBE ETR calculation for the first three fiscal years. In this context, an impact assessment based on the latest historic country-by-country reporting data has concluded that the Luxembourg entities of the Group, including the Company, are not expected to incur additional taxes in accordance with BEPS Pillar 2.

Other taxes not shown under items 1 to 16 consists of reversal of net worth tax accrual incurred in prior year, which was recognized in Gross results. The prior year amount has been reclassified from Gross results to Other taxes not shown under items 1 to 16 to provide comparability.

Note 7 – Creditors due and payable within one year

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Internal and statutory audit fees	88,770	107,600
Social security and salary tax	56,014	45,024
Income Tax payable (Note 6)	466,601	332,730
Domiciliation fees	24,294	24,294
Staff related	187,266	131,943
Other	8,749	5,681
	<u>831,694</u>	<u>647,272</u>

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2025 (continued)

Note 8 – Gross results

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Services fees	2,516,889	1,964,635
Other external charges	<u>(305,635)</u>	<u>(298,257)</u>
	<u>2,211,254</u>	<u>1,666,378</u>

For the years ended March 31, 2025 and 2024, the Services fees include the management fees of EUR 1,268,499 (March 31, 2024: EUR 1,243,748), Risk and Fund Support of EUR 925,727 (March 31, 2024: EUR 414,968), Risk management services fees of EUR 168,096 (March 31, 2024: EUR 161,244), AIFMD and reporting fees of EUR 141,125 (March 31, 2024: EUR 142,675) and other fees of EUR 13,442 (March 31, 2024: EUR 2,000).

For the year ended March 31, 2025, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 97,175 (March 31, 2024: EUR 96,900), internal and statutory audit fees for EUR 89,263 (March 31, 2024: EUR 107,495), legal fees for EUR 19,197 (March 31, 2024: EUR 1,263) and other charges for EUR 100,000 (March 31, 2024: EUR 95,274).

An amount of EUR 2,675 has been reclassified from prior year Other external charges to Other taxes not shown under items 1 to 16 to provide comparability to current year amount.

Note 9 – Average Staff

For the year ended March 31, 2025, the Company has employed in average 9.3 persons (March 31, 2024: 8.0 persons).

Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the “Bank”) (incorporated in Luxembourg), which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Debtors include an amount of EUR 467,860, which is receivable from GFTC for Fund services including for risk management reporting and dividend control. Creditors include an amount of EUR 24,294 to the Bank as part of the remuneration of the support service provided.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2025 (continued)

Note 10 – Related parties(continued)

The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

The Bank and the Company have signed a Service Level Agreement on February 14, 2014, as amended from time to time, whereas the Company appointed the Bank to provide certain support services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 97,175 including VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2025 (March 31, 2024: EUR 96,900) is recorded in deduction of the caption "Gross results" in the Abridged Profit and Loss Account.

Under the same caption and according to the Risk and Fund Support Services Agreement which was concluded with GFTC and MTC, which is effective since March 1, 2024 and which replaces previous agreements, the Company has provided Fund services for an amount of EUR 944,761 (March 31, 2024: EUR 437,463).

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the Abridged Balance Sheet. Such assets amount to approximately EUR 9,896 million as at March 31, 2025 (March 31, 2024: EUR 10,327 million).

Note 12 – Advances, Loans, and guarantees granted to the members of administrative, managerial and supervisory bodies

For the year ended March 31, 2025, the Company has not granted any advances, loans, guarantees to the members of administrative, managerial, and supervisory bodies.

Note 13 – Subsequent events

No significant event has occurred after the closing date.

[次へ](#)

(2) その他の訂正

下線および傍線部分は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(5) 開示制度の概要

ルクセンブルグにおける開示

(a) 金融監督委員会に対する開示

< 訂正前 >

(前略)

ファンドの承認された法定監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ (PricewaterhouseCoopers Société coopérative) です。さらに、ファンドは、C S S F 告示15 / 627に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されています。

< 訂正後 >

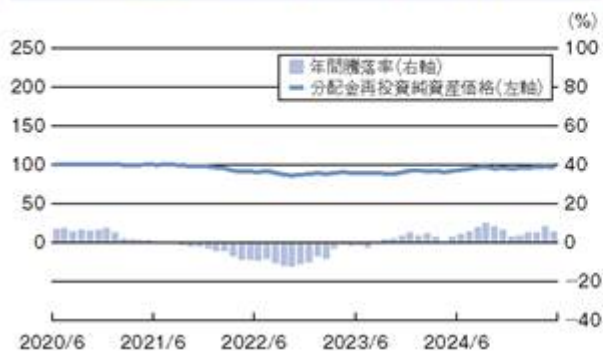
(前略)

ファンドの承認された法定監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブ (PricewaterhouseCoopers Assurance, Société coopérative) です。ただし、2025年6月30日までは、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ (PricewaterhouseCoopers Société coopérative) でした。さらに、ファンドは、C S S F 告示15 / 627に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されています。

3 投資リスク

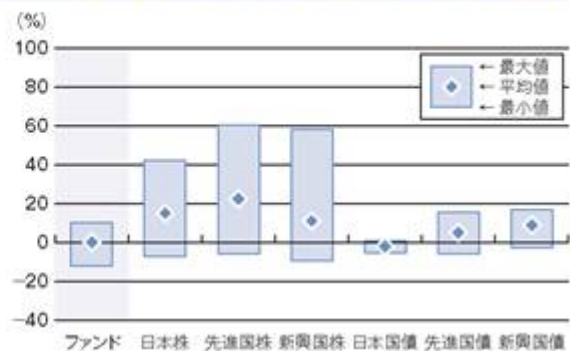
<訂正前>

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2020年6月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2020年6月～2025年5月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	10.1	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-12.2	-7.1	-6.0	-9.4	-5.4	-6.1	-2.9
平均値(%)	0.2	15.0	22.4	11.0	-2.1	5.0	8.8

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

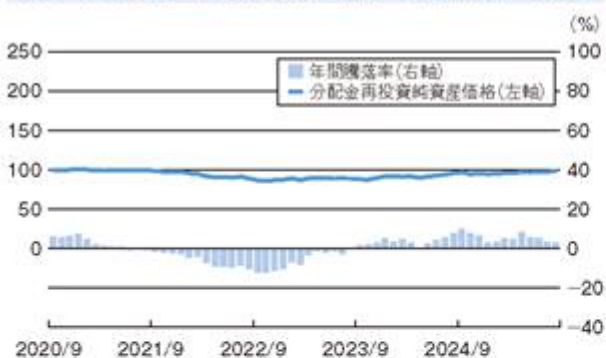
- 2020年6月～2025年5月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(後略)

<訂正後>

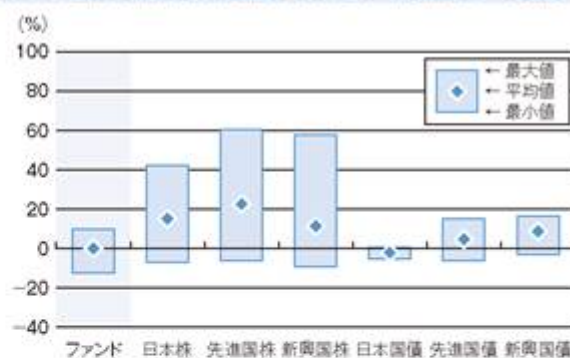
参考情報

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2020年9月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2020年9月～2025年8月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	10.1	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-12.2	-7.1	-6.0	-9.4	-5.4	-6.1	-2.9
平均値(%)	0.1	15.3	22.6	11.5	-2.1	4.8	8.9

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2020年9月～2025年8月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(後略)

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L - 5826 ガスペリッシュ通り33番

法定監査人の報告書

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下、「貴社」という。）の2025年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2025年3月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従って貴社から独立した立場にあり、当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の事項

2024年3月31日現在および同日に終了した年度の貴社の財務書類は、別の監査人により監査され、当該監査人は2024年6月7日付で当該財務書類に対し無限定適正意見を表明した。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、貴社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算または事業の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人（"réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSEFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSEFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- 貴社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- 取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、貴社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、貴社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2025年6月26日

ケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エル
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

ベネディクト・バルツ
パートナー

[次へ](#)

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, Rue de Gasperich
L-5826 Hesperange
Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Opinion

We have audited the annual accounts of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2025, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2025, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the «Responsibilities of "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Matter

The annual accounts of the Company as at and for the year ended 31 March 2024 were audited by another auditor who expressed an unmodified opinion on those accounts on 7 June 2024.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 26 June 2025

KPMG Audit S.à r.l.

Cabinet de révision agréé

Benedikt Barz

Partner

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。